

平成19年10月25日

道路整備財源の制度堅持に関する

要 望

自由民主党新潟県支部連合会

会 長 稲 葉 大 和
幹 事 長 石 井 修
総 務 会 長 三 林 碩 郎
政 務 調 査 会 長 小 野 峯 生

道路整備財源の制度堅持に関する要望

～ 県土を支える道づくりのために ～

県民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本である道路の整備を計画的に実施するために、昭和 28 年に「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」が成立し、揮発油税が道路特定財源となって以降これまでに、道路整備に係る財源の充実を図るために、数次にわたる法律制定及び改正が行われてきた。

その結果、立ち後れた道路の整備環境は改善され、私たちの暮らしの向上や物流の広域化、定時性確保等の促進が図られてきた。

しかし、未だに本県では、高規格幹線道路のネットワークが未完成であり、一般道路においても車同士のすれ違いが困難な箇所、豪雪となれば通行止めを強いられる箇所、あるいは通学路に指定されているにもかかわらず歩道が未整備な箇所があるなど、今後も県民の命と暮らしを守るとともに都市と地方の格差を是正するためにも計画的かつ迅速に道路整備を進めていく必要がある。

こうした中で、道路整備の財源を確保するために制定されている

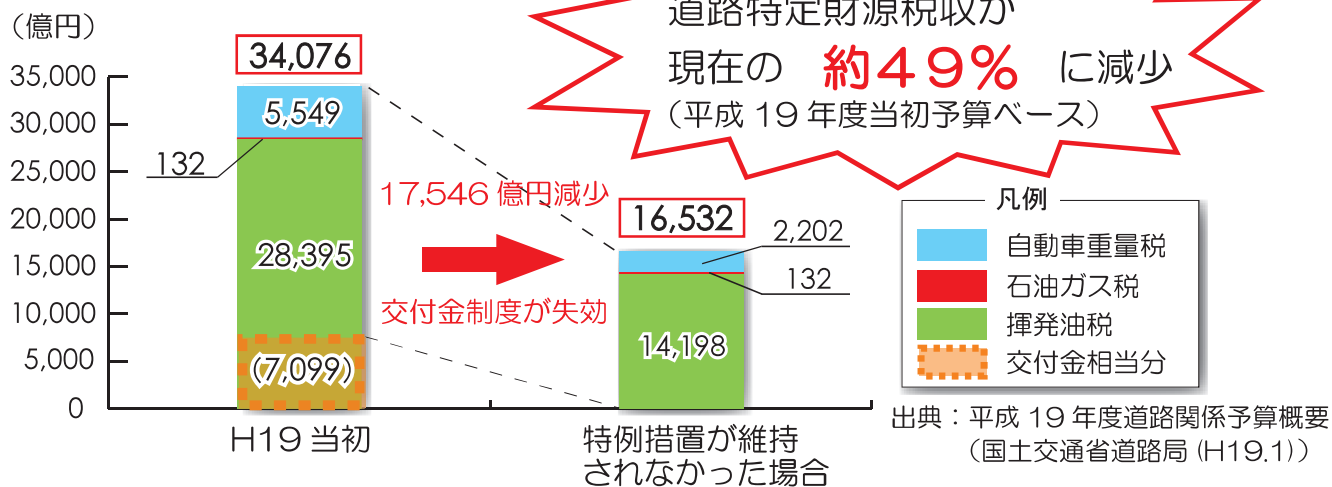
「道路整備費の財源等の特例に関する法律」、「租税特別措置法」等が今年度末に改正時期を迎えることとなるが、特例措置が維持されない場合には、次の問題が生じる。

(1) 国と地方の道路特定財源税収が概ね 2 分の 1 に減少

(2) 地方独自の課題に弾力的に対応する道路整備事業である
地方道路整備臨時交付金制度が失効

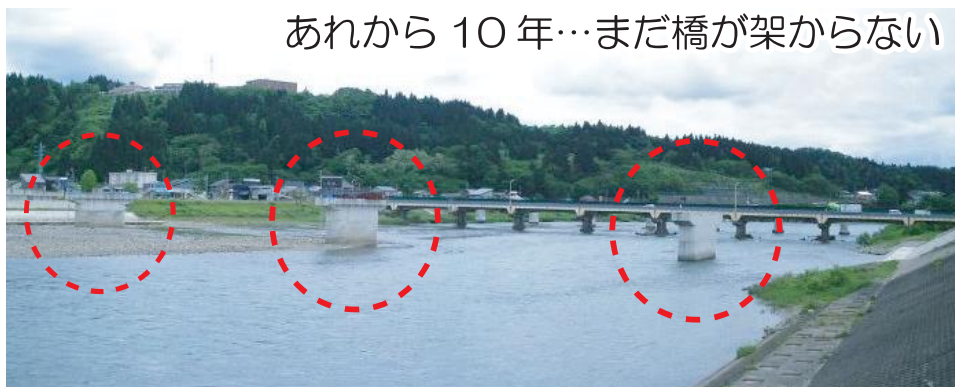
については、本年度末に期限を迎える関係法令を地方の道路整備に重大な支障が生じることがないように年度内に確実に成立させることを要望する。

「道路整備費の財源等の特例に関する法律」及び「租税特別措置法」の特例措置が維持されなかったとしたら



◆ 税収が減少したら生じる問題…

1. 供用の遅れ



2. 安全・安心な暮らしづくりへの支障



道路が狭くてすれ違えないが道路を広げられない



子供達のすぐ横を車が通って危険なのに歩道の整備ができない



毎年雪崩が発生し、通行止めになるが対策が進まない。

重大な問題にならないように、本年度末に期限を迎える関係法令を年度内に確実に成立させる必要があります。